これからの市民館(活動)の在り方について

大下勝巳

1. 基本的な視点

- ・ 社会教育法に基づく教育機関。
- ・ 地域の課題や生活上の課題に対応する市民のための基礎的な生涯学習の場。
- ・ 市民と行政及び地域社会のネットワーカーとしての役割を担う。

2. 重点的な取り組み

- ・ 市民としての主体性、当事者意識を育み、市民自治を促進。 *川崎都民から川崎市民への意識転換をめざす学習計画を構築。
- ・ 行政課題を広範な市民に伝える地域拠点としての活動を強化。
- ・ 市民主体のまちづくり、コミュニティ形成の拠点としての活動。
- ・ 市民自主企画事業の充実。

3. 公的施設等のネットワーク化

・ 区役所を核とするネットワーク化に当たっては、市民利用サービスの向上を図る上から、区役所が管理運営の一端(貸し館業務等)を担うが、 社会教育の事業(講座等)は市民館の社会教育専門職員が当たる。

4. 市民館=行政として事業

(民間では出来ない市民のための事業を担う)

- ・ 社会参加の機会を得にくい在日外国人のための識字学級、障害のある人 の余暇活動や仲間づくり社会参加の機会提供などを行う。
- ・ 行政課題を市民と情報共有し、解決に向けた話し合いや協働を促す。